

# 令和5年度別府市人権教育学級

## 開級式及び第1回学習会

日時：令和5年6月8日（木） 10：00～12：00

場所：別府市役所 5階 大会議室

### ●開級式

#### 1 はじめの言葉

#### 2 あいさつ

◇別府市教育委員会 教育長 寺岡 悌二

※あいさつ文は紙面の都合上、要約して掲載しています。ご了承ください。

- ・学ぶということはとても大事なことで、中でもすべての学問の中で人権教育が極めて大事な学問であると受け止めている。
- ・人権を生まれてから自由に自信をもって幸せに生きていくことができる権利と考えた時、今置かれている子どもや保護者、全ての人がそういう状況にあるか考えさせられる。
- ・各学校・幼稚園には「自分がされて嫌なことはしない、言わない」ということをお願いしている。また、人の話を聴くことが相手を思いやる基本であると考え、静かで落ち着いた環境の中で子どもたちが学習に取り組めるよう努力している。
- ・人権の視点で世界や社会を見ると難しさはあるが、教育の場で、時代を担う子どもたちにしっかりと思考力や判断力をつけ、幸せに自信をもって安心して生きていけるような学校や社会をつくっていかねばならないと考える。
- ・人権教育学級はとても大事な学びの場。受講された皆さんが自分自身を磨き、自分の考え方や感じ方を見つめ直し、少しでもよりよい行動につなげることができるよう願っている。



◇別府市PTA連合会 副会長 伊藤 由香



- ・いつも家庭や仕事の都合をつけられ、お忙しい中をPTA活動をはじめ、様々な活動に取り組んでおられることに心より厚くお礼申し上げます。
- ・この人権教育学級は今年で42年という長い歴史をもつ別府市が誇る人権啓発のための学級である。

- ・この学級で、様々な人権を学ぶことにより自己の人権感覚を磨くとともに人権意識を高め、家庭や学校、職場や地域に広げていただけることを願っている。
- ・家庭や仕事、その他諸事情で大変多忙な中ではあるが、人権教育学級を通じて、差別のない共生社会の実現をめざすとともに差別のない明るい社会を子どもたちに渡せるよう、ご協力をお願いしたい。

#### 3 主催者・共催者・職員・託児担当者紹介

#### 4 終わりの言葉

## I オリエンテーション

講師:人権教育学級担当 二宮 京子

テーマ 昨年度の実施状況を知り、今年度の学習に活かそう

### ～人権教育学級は、開始以来42年～

#### ○人権教育学級の目的

部落差別問題をはじめとした様々な人権問題について正しく認識し、その解決にむけて差別のない共生社会の実現をめざすため、受講した保護者一人一人が、ものの見方・考え方や価値観、人との接し方、自己の生き方を問い直し、自他の人権尊重の意識と態度を育む。

↓

この人権教育学級で学んだことを日常の生活はもちろん、学校や地域、職場等に活かし、広げていただきたい。

○昨年度の実績（実施方法や受講者数など）

○昨年度の学習の活かし方や感想等紹介

#### ○今年度の実施方法

- ・各園・校より1名の参加
- ・学びを深めるためのグループ対話の実施

#### ○お知らせ

- ・開催場所⇒第3回は別府市公会堂（差別をなくす市民の集い）、第7回は社会福祉会館、第8回は中央公民館にて開催
- ・実施変更の場合の連絡方法⇒園・校を通じて速やかに連絡
- ・託児室の開設
- ・今年度の年間計画
- ・本講座のホームページでの公開⇒人権の学びに役立てていただきたい。

## II 学習会

テーマ

人権課題全般  
～人権学習は、人権課題を知ることから～

※学習の導入部分で人権課題についてワークシートに取り組む

「誰か」のこと じゃない

#### ○なぜ、今、人権学習なのか・・・21世紀は、人権の世紀

- ・2016年から5年間の間に立て続けに出された人権関連の法律紹介  
⇒日本の人権基準の高まり
- ・今までの人権感覚・意識では通用しなくなっている。人権意識のアップデートが必要

SDGs（持続可能な開発目標）は、人権尊重がベース

人権とは



人間が人間らしく幸せに生きていくための権利で、私たち一人一人に平等に与えられたもの

○世界人権宣言・・・1948年12月10日第3回国連総会で採択され、今年で75年

○日本国憲法11条（基本的人権の保障）と14条（法の下での平等）

○別府市の人権教育・啓発の基本的なあり方

〈めざすべき新しい都市像〉 「地域を磨き、別府の誇りを創生する」  
人が最も重要でかけがえのない「財産」⇒市民の幸福が持続可能なまちの実現  
〈めざす姿〉人権尊重について自ら考え、理解と認識を深め、様々な状況での具体的な態度や行動に現れること

○人権課題には、部落差別問題をはじめさまざまな課題がある。

- ①部落差別問題（同和問題）
- ②子どもの人権問題
- ③女性の人権問題
- ④高齢者の人権問題
- ⑤障がい者の人権問題
- ⑥医療をめぐる人権問題
- ⑦外国人の人権問題
- ⑧性的少数者の人権問題
- ⑨さまざまな人権問題

それぞれの人権課題について、より理解が深まるよう、具体的な問題や関係する法律、キーワード等が示された。

- ・インターネットによる人権侵害
- ・アイヌ（先住民族）の人々
- ・犯罪被害者やその家族等
- ・刑を終えて出所した人
- ・北朝鮮当局によって拉致された被害者等
- ・ホームレス
- ・震災等の被害に起因する人権問題
- ・人身取引（性的サービスや労働の強要等）
- ・ハラスメント（嫌がらせ・いじめ）・・・など

DVD視聴「新・人権入門」

・職場が舞台 ・企業の人事担当者から取材した実際の出来事から構成された16のエピソード

まとめ

人権侵害や差別はなぜ起こるのでしょうか？

- ◆異質の排除・・・同じではない・違いがあると排除しようとする（多数派・少数派）
- ◆支配と従属・・・上下・優劣を意識する（男と女・大人と子どもなど）
- ◆偏見や思い込み・固定観念・・・「昔からしているから」「みんなが言っているから」「うわさ」など

○人権侵害や差別をなくすために

「本当のことを知る＝偏見をなくす」ことが大切

↓

☆正しく知ること「関係ない（他人ごと）⇒「向き合うこと（自分ごと）」

⇒「差別しない」から「差別させない」へ

そして、大切なことは

☆「ちがいを尊重し、「ちがいをみとめ、「ちがいを排除しないこと。

・・・「違うことは当たり前」

☆人を縦の関係で見ない、横で見る。

・・・「人は、人としてみな平等であり、尊敬すべきものである」

さまざまな人権侵害をなくし、人権が尊重される社会をつくるためには、私たち一人一人の不断の努力が必要です。

〈関係する法律〉

日本国憲法第12条（自由及び権利の保持義務と公共福祉性）

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。

終わりに

「なにげない、親の差別を子が学ぶ」

無自覚な伝達の連鎖を断ち切る

1994年  
大分県人権標語

**差別のない、明るい未来を子どもたちに渡せるよう、  
まず、私たちが学習し、人権感覚を磨き、人権意識を高めていきましょう。**

### 〈グループ対話の実施〉

**目的・・新しい気づきに出会い、学びを深める**

方法・・基本は、4人グループ。司会者や記録者、発表者等は置かずにお互いが自由に聴き合い、伝え合う。まとめる必要はない。

自己紹介から始まり思ったことや初めて知ったこと、改めて知ったことなどを出しあう中で各グループとも活発な話し合いが行われた。

〈感想〉

- ・対話、とても良かった。自分だけじゃないんだと勇気をもらった。
- ・対話は初めてなので驚いたが、知らない人と会話するのも新鮮だった。
- ・他の人の意見が聞けて良かった。



### ◇学習会を終えて

学習会後のアンケートでは、「こんなにたくさんの人権問題があることを知った」「大変勉強になった」「知らない人と会話するのも新鮮だった」など、たくさんの貴重なご意見・ご感想をいただきました。アンケートの結果については、今後活かしていきます。